

# 学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条）の出席停止基準

健康教育部

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳	発症（発熱）後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで ※2 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎  風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで //
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他 の 感 染 症 ※ 4	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能 A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
	手足口病  伝染性紅斑 ヘルパンギーナ  マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能 発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 ※3
	アタマジラミ 伝染性軟族腫（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける） 出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける） 出席可能（プール、入浴は避ける）

学校保健会の資料より

- ※1：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ
- ※2：発症（発熱）した日を0日目とし、その翌日を1日目、2日目・・・と計算し、5日目を経過するまで。
- ※3：ノコウイルス、コウモリウイルスによる。
- ※4：条件によって出席停止の措置が考えられる感染症。本人の状態により主治医が判断（感染の恐れがあり、登校を控えるよう指示された）、または学校医の意見による。＜このため必ずしも出席停止となるわけではありません＞

## \*学校感染症と診断されたら

1. 医師にいつまで登校を見合わせるか確認してください。
2. 担任に病名と登校予定日を連絡してください。
3. HPから出席停止証明書をプリントアウトし病院で記入してもらってください。または再登校後に担任から出席停止証明書をもらい病院で記入してもらってください。（文書料がかかる場合があります）